

事務連絡

平成25年12月13日

関係者各位

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 食品規格班

日本農林規格における食品添加物に係る規定の改正に伴う運用の通知
の送付について

いつもお世話になっております。

別添のとおり「日本農林規格における食品添加物に係る規定の改正に伴う運用
について（通知）」を定めましたので送ります。

当該通知のご質問等については、下記の担当までご連絡ください。
よろしくお願いします。

担当：食品規格班

渡邊、京増

TEL：03-6744-2098

25消安第4250号

平成25年12月13日

一般財団法人 全国調味料・野菜飲料検査協会 理事長 殿

農林水産省消費・安全局表示・規格課長

日本農林規格における食品添加物に係る規定の改正に伴う運用について（通知）

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

常日頃、農林水産省の施策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省においては、「JAS規格の制定・見直しの基準（平成24年2月24日農林物資規格調査会決定）」に基づき、今年度から順次、日本農林規格（JAS規格）における食品添加物に係る規定の改正を行っています。

改正後の食品添加物に係る規定においては、「国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会（CODEX委員会）」が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006）（以下「CODEX一般規格」という。）3.2及び3.3を引用し、使用可能な食品添加物の範囲等について規定しているところ、今般、当該規定の運用に当たっての考え方を別添1及び2のとおり整理しましたので、御承知の上、適正な業務の実施に努めて頂くようお願いします。

また、本件の運用に当たっては、登録認定機関の認定業務に混乱を來さないよう、各品目ごとに、使用可能な食品添加物の具体的な範囲等を明確化する必要があるため、各登録認定機関におかれては、別添1及び2をもとに、業務規程等に使用可能な食品添加物のリストを具体的に掲載する等の対応を行うようお願いします。その際、当然のことですが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に抵触しないようご留意ください。

JAS規格における食品添加物の使用の妥当性に係る考え方について

1 CODEX一般規格3.2への適合性

- (1) 改正前のJAS規格で使用が認められていた食品添加物（別紙）については、食品衛生法で使用が認められているものであり、用途が明確で、かつ、使用により消費者に誤解を与えるものではない等の理由から、現時点では、CODEX一般規格3.2の規定に適合していると判断されること。
- (2) 改正前のJAS規格で定められていた用途に係る食品添加物であって、使用できるリストに掲げられていなかったものについては、食品衛生法で使用が認められているか、使用にメリットがあるか、使用により消費者に誤解を与えないか、上記（1）の食品添加物で代替することができないか等を十分に検討の上、CODEX一般規格3.2への適合性を判断すること。
- (3) 改正前のJAS規格で定められていなかった用途に係る食品添加物については、基本的に使用の必要性が認められないことから、CODEX一般規格3.2に適合しないと判断されるが、その使用によって食品添加物の使用量（総量）を削減できるなどのメリットがある場合には、使用により消費者に誤解を与えないか、上記（1）の食品添加物で代替することができないか等を十分に検討の上、適合性を判断すること。

2 CODEX一般規格3.3への適合性

次の条件に照らして、CODEX一般規格3.3への適合性を判断すること。

- (1) 食品衛生法で定められた規格基準を遵守していること。
- (2) 認定製造業者の内部規程（下位規程を含む。）に個々の製品に使用する食品添加物の使用量（使用割合）が明記されており、当該使用量（使用割合）に合理的な根拠があること。

食品添加物に係る規定の改正に関するQ & A

【総論】

問1 食品添加物に係る規定を改正する理由は何か。

(答)

1 今般の改正は、「JAS規格の制定・見直しの基準（平成24年2月24日農林物資規格調査会決定）」において考慮すべきとされた「遵守義務のある規格等との関係」、「消費者ニーズに対応した製品の提供（食品添加物の使用が必要かつ最小限であることを消費者に伝える等）等の観点を踏まえて行うものです。

2 具体的には、従来のポジティブリストによる規定には、

- (1) 食品衛生法で安全性が評価された食品添加物をJAS規格のポジティブリストから削除又は追加することは科学的根拠が希薄である
- (2) JAS規格の見直しは、原則5年ごとに行われるため、新たな食品添加物が食品衛生法で認められても、当該食品添加物を即座には使用できない
- (3) 食品添加物の種類が制限されることによって、食品添加物の相乗効果による量的な削減が期待できなくなる
- (4) 使用する食品添加物の種類は限定できても、使用量の削減には寄与していない等の問題が指摘されていたため、ポジティブリストに代えて、CODEX一般規格を引用し、一般的な考え方を示す規定に改正するものです。

【食品添加物の使用原則】

問2 食品添加物に係る規定は、具体的にどのように改正されるのか。

(答)

- 1 現行のポジティブリストに代えて、CODEX一般規格3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していることを規定するものです。
- 2 また、使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること及び使用する食品添加物がCODEX一般規格3.2及び3.3に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること（業務用を除く。）を規定するものです。

妥当性を判断する基準として、次の条件を満たすことが定められています。

- (1) 食品添加物の使用にメリットがあること
- (2) 消費者に対する健康上のリスクがないこと
- (3) 使用により消費者に誤解を与えないこと
- (4) 技術的機能（※）のうち少なくとも一つを果たすこと
- (5) 次の(a)～(d)に定められた必要性を満たすこと
 - (a) 食品の栄養特性の維持
 - (b) 特別な食事が必要な人に必要な成分の提供
 - (c) 保存性・安定性の向上又は官能特性の改善
 - (d) 製造、加工、包装、輸送、貯蔵の補助

- (6) 経済的、技術的に実行可能な他の方法では目的を達成できること

(※)

コーデックスのガイドライン (CLASS NAMES AND THE INTERNATIONAL NUMBERING SYSTEM FOR FOOD ADDITIVES (CAC/GL 36-1989)) に、pH調整剤、着色料、乳化剤など27に分類された食品添加物の機能が定められている。

C O D E X 一般規格 (訳文抜粋)

3. 2 添加物利用の妥当性

食品添加物の使用が妥当とされるのは、当該使用によりメリットがあり、消費者に対する認知できる健康上のリスクを示さず、消費者に誤解を与えることなく、かつコーデックスが定める技術的機能のうち少なくとも一つを果たすとともに、次の(a)から(d)に定められた必要性を満たす時に限られかつ当該目的が経済的及び技術的に実行可能な他の手段によって達成できない場合に限られる。

- a) 食品の栄養的な品質の維持；食品の栄養的な品質を意図的に低下させることは、(b)項に該当する場合及び当該食品が通常の食事において重要な品目ではない場合に妥当とみなされる。
- b) 特別な食事上のニーズのある消費者のグループのために製造される食品に必要な原材料又は構成要素の提供。
- c) 食品の保存性又は安定性の向上若しくはその感覚的特性の改善。ただしこれが消費者を欺くために当該食品の性質、本質又は品質を変えるものではない場合。
- d) 食品の製造、加工、調製、処理、包装、運搬又は貯蔵の補助。ただし、これらの活動のいずれかの過程において、当該添加物が、欠陥のある原料若しくは望ましくない（不衛生なものを含む）行為又は技術の使用の影響を偽るために使用されるものではない場合。

消費者に誤解を与えるものではない等の理由から、現時点では、C O D E X一般規格 3. 2 の規定に適合していると判断します。

(2) 改正前の J A S 規格で定されていた用途に係る食品添加物であって、使用できるリストに掲げられていなかったものについては、食品衛生法で使用が認められているか、使用にメリットがあるか、使用により消費者に誤解を与えないか、上記(1)の食品添加物で代替することができないか等を十分に検討の上、C O D E X一般規格 3. 2 への適合性を判断することとします。

(3) 改正前の J A S 規格で定められていなかった用途に係る食品添加物については、基本的に使用の必要性が認められないことから、C O D E X一般規格 3. 2 に適合しないと判断されるが、その使用によって食品添加物の使用量（総量）を削減できるなどのメリットがある場合には、使用により消費者に誤解を与えないか、上記(1)の食品添加物で代替することができないか等を十分に検討の上、適合性を判断することとします。

2 なお、加工助剤、キャリーオーバーとなる食品添加物については、従来どおり、食品添加物リストに定める必要はありませんが、栄養強化の目的で使用される食品添加物（以下「強化剤」という。）については、従来どおり、食品添加物リストに定める必要があります。

問8 現行で食品添加物の使用が一切認められていない規格についても、同様の改正を行うのか。

(答)

現行で食品添加物の使用が一切認められていない規格（マカロニ類、トマトジュース、米黒酢等）については、改正を行わず、引き続き食品添加物の使用は認めないこととします。

問9 C O D E X一般規格 3. 3 への適合性はどのように判断するのか（食品添加物の具体的な使用量で判断するのか。）。

(答)

食品添加物の具体的な使用量が食品衛生法の規格基準に適合していることはいうまでもなく、使用量が目的の効果を達成するために必要最小限であることの合理的な理由（例えば、商品設計上の基準（香味、pH、粘度等）に合致している、添加物メーカーの定めた使用量を遵守している等）で判断します。

- 2 情報伝達に当たっては、上記（1）については、製品の原材料として表示がされている食品添加物名で差し支えないと考えており、一括名での表示がなされているものについて、詳細な食品添加物名を個別に伝達することまでは必須としません。また、（2）については、具体的な使用量に関する情報の伝達まで求めているものではありません。

問14 相談窓口で情報伝達ができる体制とは具体的にどのようなことか。

（答）

- 1 相談窓口で情報伝達ができる体制とは、製品に「お客様相談窓口（Web、電話、ファックス、住所等）」を記載し、窓口に照会することにより情報伝達する体制を整えていれば基準を満たしていると判断します。
- 2 なお、この場合には、お客様相談窓口において、使用している食品添加物の情報を入手できることを製品に記載しておくことが望ましいと考えます。

問15 製品ごとに食品添加物の情報を伝達する必要があるのか。

（答）

製品ごとに食品添加物の情報を伝達することが原則となります。情報に共通性がある場合は、規格ごと、等級ごとに情報を伝達することも可能と考えます。

問16 業務用製品についても情報を伝達する必要があるのか。

（答）

業務用製品については、規格書、仕様書等で必要な情報の伝達が行われていることから、情報伝達に係る規定は設けていません。

問17 販売業者が認定製造業者にJAS品の製造を委託した場合、食品添加物の情報伝達はどちらが行えばよいのか。

（答）

- 1 容器又は包装に販売業者の連絡先のみが記載されているOEM（相手先ブランド名製造）商品やPB（プライベートブランド）商品（以下「OEM商品等」という。）の場合は、販売業者が情報伝達を行うこととします。

(例) メモの例

使用する食品添加物は、登録認定機関が示した使用可能な食品添加物のリストの範囲内です。使用量は、次のとおり。

・酸味料 商品設計どおりの香味となる量（官能検査で確認）

・着色料（赤色104号、コチニール色素）

商品設計どおりの色調となる量（目視で確認）

・保存料（ゾルビン酸K）

賞味期限内の品質を保証する量（保存試験の結果で確認）及び食品衛生法の使用基準以下の使用

- 4 また、登録認定機関から示されたリストにおいてポジティブリスト化されていない用途に係る食品添加物（例えば、香料、香辛料抽出物等）については、食品添加物の物質名及び量を規定する必要はありません。

問20 強化剤についても、物質名及び量を明確にする必要があるか。

(答)

考え方は、問19と同様です。認定製造業者の内部規程に強化剤の物質名及び量を規定することになります。

なお、製品の原材料名表示で強化剤の記載を省略している場合は、問13の2の考え方のとおり、情報伝達については必須としません。

【その他】

問21 食品添加物の基準の適否は、格付の際に判定するのか。

(答)

1 JAS法第14条第4項第1号の農林物資についての検査方法は、同法施行規則第30条に規定され、農林水産大臣の定めるところに従い、各個に又は抽出して行うこととされています（抽出の割合及び格付の基準は告示で規定）。

2 食品添加物の基準の適否は、各個に又は抽出して合否の判定を行うものではなく、品質管理の基準として認定事業者の内部規程に規定するものです。